

令和5年10月2日

入札参加者各位

黒部市総務管理部財政課

低入札価格調査における調査基準価格の見直しについて（お知らせ）

黒部市低入札価格調査制度について、次のとおり見直しますので、お知らせします。

(1) 調査基準価格の見直し

改正前	改正後
予定価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲内 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 <u>一般管理費×0.55</u> 合計＝調査基準価格 合計が、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は 7.5/10 の額を、9.2/10 を超える場合は 9.2/10 の額を調査基準価格とする。	予定価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲内 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 <u>一般管理費×0.68</u> 合計＝調査基準価格 合計が、予定価格の 7.5/10 に満たない場合は 7.5/10 の額を、9.2/10 を超える場合は 9.2/10 の額を調査基準価格とする。

(2) 失格基準価格（絶対的基準価格）の見直し

改正前	改正後
直接工事費×0.85 共通仮設費×0.85 現場管理費×0.90 <u>一般管理費×0.55</u> 合計＝絶対的基準価格	<u>純工事費（直接工事費及び共通仮設費の計）</u> <u>×0.85</u> 現場管理費×0.90 <u>一般管理費×0.55</u> 合計＝絶対的基準価格

(3) 適用日

令和5年10月16日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用します。

(担当) 黒部市総務管理部財政課

契約検査班 TEL075-54-2116